

議案第 2 2 号

岩倉市介護保険条例の一部改正について

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例

岩倉市介護保険条例（平成１２年岩倉市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「平成３０年度から平成３２年度まで」を「平成３１年度及び平成３２年度」に、「２６，７００円」を「２２，２００円」に改め、同条に次の２項を加える。

- ３ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３１年度及び平成３２年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「２２，２００円」とあるのは、「３３，５００円」と読み替えるものとする。
- ４ 第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３１年度及び平成３２年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「２２，２００円」とあるのは、「４３，０００円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の岩倉市介護保険条例第４条の規定は、平成３１年度分の保険料率から適用し、平成３０年度分までの保険料率については、なお従前の例による。